

第一級アマチュア無線技士

試験に出る

# 電波法施行令

(操作及び監督の範囲)

第3条

1～2 (省略)

3 次の表の左欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ同表の右欄に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

資 格	操作の範囲
第一級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作
第二級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力200ワット以下の無線設備の操作
第三級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力50ワット以下の無線設備で18メガヘルツ以上又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの操作
第四級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作（モールス符号による通信操作を除く。） 一 空中線電力10ワット以下の無線設備で21メガヘルツから30メガヘルツまで又は8メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力20ワット以下の無線設備で30メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

4～5 (省略)